

麻薬関連条約（向精神薬条約）への規制物質の追加勧告について

平成 27 年 2 月 12 日

化学物質管理課化学兵器・麻薬原料等規制対策室

化学課

1. 概要

昨年 12 月、WHO は、国連麻薬委員会に対して、新たな 12 の物質を麻薬関連条約の規制対象とすべき旨勧告（現時点では未公表）を提出した。規制対象とすべきとされたもののうち以下の 2 物質については、1971 年向精神条約のスケジュール I（最も厳しい規制カテゴリー。日本国内においては、麻向法（麻薬及び向精神薬取締法）上の麻薬に指定し、産業用途として取り扱うことが事実上不可能となる。）に追加すべき、とされている（他 10 物質については、日本国内において麻向法、薬機法等により既に規制されており、産業用途等での利用も確認されていない。）。

- ・ Gamma-butyrolactone(GBL) (CAS:96-48-0)
- ・ 1,4-butanediol (CAS: 110-63-4)

当該物質は我が国において現状数万トン規模で取り扱われており、自動車、エレクトロニクス、医薬、繊維などの業界において幅広く使用されている。また、いずれの用途においても現時点において代替物質候補がほとんどないのが現状。

本勧告は本年 3 月 9～17 日に開催される第 58 回麻薬委員会に上程されることになっており、麻薬委員会委員国（日本を含む 53 か国）により採否の審議が行われる予定となっている。

2. 2 物質の用途について

(1) Gamma-butyrolactone(GBL) (CAS:96-48-0)

リチウムイオン二次電池負極材溶媒、液晶配向膜の溶媒、人工透析膜、医薬中間体、鋳物バインダー、インク溶剤、吸入用麻酔薬の合成用溶剤、フォトレジスト用溶剤、各種溶剤、電子材料向け洗浄剤、コンデンサー電解液、リチウム電池（一次電池）電解液、プラスチック樹脂原料、農薬原料、香料 など

(2) 1,4-butanediol (CAS: 110-63-4)

PBT(ポリブチレンテレフタート)樹脂原料、PBS (ポリブチレンサクシネート)樹脂原料、各種プラスチック樹脂 (ポリエステル、ポリウレタン、エンジニアリングプラスチック等) 原料、伸縮性合成繊維、各種化学品原料 (塗料、粘着剤、接着剤、電子材料等) など

3. これまでの対応

(1) ヒアリング等

1月上旬から、日本化学工業協会を通じて影響調査を行うとともに、2物質を取り扱う企業等からヒアリング等を行った。また、外務省や厚生労働省とも意見交換を行い、連携して対応することとした。

(2) コメント提出

ヒアリング等を踏まえ、1月30日に麻薬委員会事務局に対して、2物質が産業用途として広く使われていること等を説明し、本件勧告に反対する旨の我が国コメントを提出した。

(3) 関係国大使館やウィーン代表部を通じた働きかけ

現在、麻薬委員会委員国の日本大使館と麻薬委員会が開催されるウィーンの日本代表部において、麻薬委員会委員国政府に対する働きかけをおこなっている。

(4) 化学業界を通じた働きかけ

日本化学工業協会は、各国化学業界団体と連携して各国政府に働きかけをおこなっている。また、化学企業は、海外子会社等を通じて、各国化学業界団体と連携して各国政府に働きかけをおこなっている。

4. 今後のスケジュール

2月20日	関係国大使館等から回答
2月下旬 (P)	各国コメントが会議資料としてHPで公表
3月9-17日	第58回麻薬委員会 経済産業省からもウィーンに出張者を出し、各国代表団と意見交換・働きかけの予定。